

第2節

防衛省・自衛隊と
地域社会・国民とのかかわり

本章の冒頭に述べたとおり、防衛省・自衛隊のさまざまな活動は、防衛省・自衛隊のみですべてを行えるものではない。国民一人ひとり、そして、地方公共団体などの理解と協力があって初めて可能となる。

本章第1節では、自衛官の募集、就職援護などにおいて、地方公共団体などの協力が不可欠であることを説明した。その他にも、さまざまな形で地域社会、国民から支援と協力を得て、自衛隊はその任務を遂行している。また、自衛隊からも、その組織、装備、能力を活かし、民生支援としてさまざまな協力活動を行っている。こうした活動は、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深め、防衛基盤の充実・強化に寄与しているだけでなく、隊員に誇りと自信を与えている。

また、防衛施設¹は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠であり、その機能を十分発揮させるためには、その周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態を維持することが必要である。このため、防衛施設の設置・運用にあたっては、各種施策を推進することにより、周辺住民の生活に及ぼす影響をできる限り少なくするよう配慮している。

こうした観点から、本節では、防衛省・自衛隊が地域社会・国民と日頃どのようなかかわりを持ち、また、国民の理解と協力を得るべく防衛省・自衛隊がどのような活動や施策を行っているかについて説明する。

1 地方公共団体などによる自衛隊への協力

1 自衛官の募集および就職援護への協力

前節に述べたとおり、厳しい募集環境及び雇用情勢の中、より質の高い人材を確保し、また、比較的若い年齢で退職する自衛官が再就職しやすいようにするためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

参照 > 4章1節 (P329)

2 自衛隊の活動への支援・協力

自衛隊の駐屯地や基地は、すべての都道府県に所在し、地域社会と密接なかかわりを持っている。自衛隊が、駐屯地や基地の管理、教育訓練、災害派遣やわが国防衛のための行動など、各種行動を行うためには、地元からのさまざまな支援・協力が不可欠である。

また、駐屯地や基地の所在する地域の住民や各種団体をはじめ、国民から多くの激励を受けている。

こうした地元からの支援・協力活動に加え、国際平和協力業務などに従事する隊員に対しても、国民から多く



国体ヨット競技の支援を行う海自隊員

1) 自衛隊が使用する施設と日米安保条約に基づき在日米軍が使用する施設・区域の総称であり、演習場、飛行場、港湾、通信施設、営舎、倉庫、弾薬庫、燃料庫などをさす。

の激励の手紙などが送られている。これらは、隊員の士気を高め、自衛隊が国民とともにあることへの自覚を強めるものである。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

通訳業務などで活躍する事務官

防衛政策局防衛政策課

よしだいくお
吉田郁夫

私は、内部部局防衛政策課で、主に、米国との調整と通訳業務を担当しています。平成14年4月に入省し、航空幕僚監部を経て18年8月より、現在の所属になりました。

私の携わっている業務は、在京米国大使館との調整業務や、在日米軍とのミーティング、海外からの高官が防衛省関係者を表敬訪問などする際の、通訳業務や事前の調整業務です。

通訳業務では、毎回勉強不足を痛感します。通訳をするには、語学力はもちろんのことですが、さまざまな知識や情報が必要になります。日常の英会話だけでなく、特に防衛に関する深い知識が必要で、毎日が「学校では学べない英語」の発見の連続です。

入省当時は、専門用語の知識に特に乏しく、航空自衛隊で使われる「SAM」、「CAP」、「ドッグファイト」という言葉を聞いても「サム（男性の名）」、「帽子」、「犬のけんか」としか思いつきませんでした。（実際は、全く違います。）現在の職場では、さまざまな会議に参加することもあり、無数に存在する防衛関連の略語と、日本側・外国側の独特な話し方にも時々悩まされながら、毎日少しずつ良くなっていくように思いながら勤務しています。

調整業務では、接遇面で米側の担当者とのやりとりがありますが、お互いに助け合いながら業務を行っています。ときには、先方の考え方や文化の違いなどにも直面することもあります。しかし、表敬訪問などが無事に終わり、訪問される方々に満足していただいたときは充実感があります。業務を通じて英語を使う頻度が多く、自分の語学力を研鑽できる職場という非常に恵まれた環境で勤務でき、いつも幸せに思っています。

私自身、6年前まで学生をしていて、入省する以前は、防衛省・自衛隊の業務について知識は皆無で、防衛に関する問題についても全く興味がありませんでした。日本の平和は「普通で当たり前のもの」、「日本は何もしなくても、もともと平和な国」というふうにも考えていました。しかし、入省して以来、通訳者としての立場から、日本と外国との間のさまざまな防衛分野に関する意見交換に参加しましたが、私たちが毎日、当たり前のように享受している平和な環境の裏では、日本の平和を守っていこうという熱い気持ちをもった目に見えない人々の努力があることが分かりました。

最近では、海外に滞在された経験のある方、語学の得意な方も多いと思いますが、入省を考えられている方々には、是非、皆さんの海外で培ったその経験と語学力を、今後益々国際交流が進む防衛省・自衛隊で活かしていただきたいと思っています。



在グアム米軍関係者との会議における通訳を行う吉田事務官（左奥）

2 市民生活の中での活動や社会に貢献する活動

自衛隊は、防衛大綱に示された役割のほかに、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、国民とかわるさまざな分野で、民生支援活動を行っている。これらは、国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるもの

でもあり、防衛基盤の充実・強化に寄与している。また、これらの活動は、隊員に日頃から国民生活に役立っているという誇りと自信を与えている。
(図表Ⅲ-4-2-1・2参照)

図表Ⅲ-4-2-1 市民生活の中での活動

項目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○陸自が地方公共団体などの要請を受けて実施 ○昨年度の処理実績：件数2,403件（平均すれば週約46件）、量にして約74.5トン。特に、沖縄県での処理量は、約30.9トン（全国の処理量の約41.3%）
機雷等の除去 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了。現在、地方公共団体などの要請を受けて爆発性の危険物の除去や処理を実施 ○昨年度の処理実績：機雷7個を含む94,462個（平均すれば週約1,816個）、量にして約20.0トン（なお、発見された不発弾が化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はないが、化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力）
医療面での活動 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛医科大学校（埼玉県所沢市）および一部の自衛隊病院（全国16か所のうち、自衛隊中央病院（東京都世田谷区）など5か所）では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校では、第3次救急医療施設である救命救急センター（重傷や重体、危篤疾病者の医療を行う施設）を運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の救急医療、防疫などに努める。 ○陸自開発実験団部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市および埼玉県狭山市）が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、救命・救急医学に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力 (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	<ul style="list-style-type: none"> ○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放 ○多くの隊員が、市民や地方公共団体などが主催するさまざまな行事に参加したり、個人的にスポーツ競技の審判や指導員を引き受けるなど、地元の人々と交流

(注) 1 自衛隊法附則
 2 自衛隊法84条の2
 3 自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など
 4 自衛隊法100条の3

図表Ⅲ-4-2-2 社会に貢献する活動

項目	活動の細部と実績
教育訓練の受託 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○部外からの依頼に基づき、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を実施 ○警察、海上保安庁や消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練、水中における捜索や救助法、化学災害などへの対処要領の教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練、また、防衛研究所や防衛大学校研究科における民間企業や他省庁などの職員の教育を受託
輸送業務 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空自衛隊のヘリコプターや政府専用機などにより、国賓や内閣総理大臣などを輸送 ○厚生労働省や外務省からの依頼に基づき、硫黄島戦没者の遺骨収集、日米戦没者合同慰霊顕彰式、慰霊巡拝などに対する輸送を支援 ○天皇・皇族の外国ご訪問の際に使用されるほか、内閣総理大臣が国際会議に出席する際などにも使われる政府専用機の運行（なお、05（平成17）年7月に自衛隊法施行令が一部改正され、重要な用務の遂行のために特に必要があると認められる場合には、自衛隊機により国務大臣を輸送）
国家的行事での礼式など (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○国家的行事などにおける天皇・皇族、国賓などに対する儀じょう（注4）、と列（注5）、礼砲（注6）などの礼式 ○諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀じょうや礼砲
南極地域観測への協力 (注7)	<ul style="list-style-type: none"> ○65（昭和40）年の第7次観測から、砕氷艦の運航などの協力を行い、50周年を迎えたわが国の南極地域観測事業に大きく貢献 ○昨年11月から本年4月までの第48次観測支援では、砕氷艦「しらせ」が、観測隊員および物資約1,100トンの輸送、観測隊が計画する海洋観測、定常観測、研究観測について艦上観測支援などを実施（砕氷艦「しらせ」は就役から24年が経過し、各所に老朽化が見られることから、本年度の航海を最後に退役する予定。05（平成17）年度に後継艦の建造に着手しており、09（同21）年度に就役予定）
その他の協力	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁の要請による航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海水観測など各種の観測支援 ○放射能対策連絡会議の要請による高空の浮遊塵の収集や放射能分析、国土地理院の要請による地図作製のための航空測量などの支援 ○国や地方公共団体などの委託を受けた土木工事（訓練の目的に適合する場合のみ）（注8） ○その他、海水観測、硫黄島への民航チャーター機運航に対する支援や音楽隊派遣などを実施

(注) 1 自衛隊法100条の2
 2 自衛隊法100条の5など
 3 自衛隊法6条、自衛隊施行規則13条など
 4 儀じょう：国としての敬意を表するため、儀じょう隊が銃を持って敬礼などを行うこと
 5 と列：路上に整列し、敬礼を行うこと
 6 礼砲：敬意を表するために大砲などで空包を撃つこと
 7 自衛隊法100条の4
 8 自衛隊法100条

3 防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策や環境保全への取組

1 防衛施設の規模と特徴

防衛施設の用途は、演習場、飛行場、港湾、営舎など多岐にわたる。防衛施設の土地面積は、本年1月1日現在、約1,397km²であり¹⁾、国土面積の約0.37%を占める。このうち、自衛隊施設の土地面積は約1,085km²であり、その約42%が北海道に所在する。また、用途別では、演習場が全体の約75%を占める。一方、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積は約309km²であり、このうち約37km²は、地位協定により、自衛隊が共同使用している。

（図表Ⅲ-4-2-3・4参照）

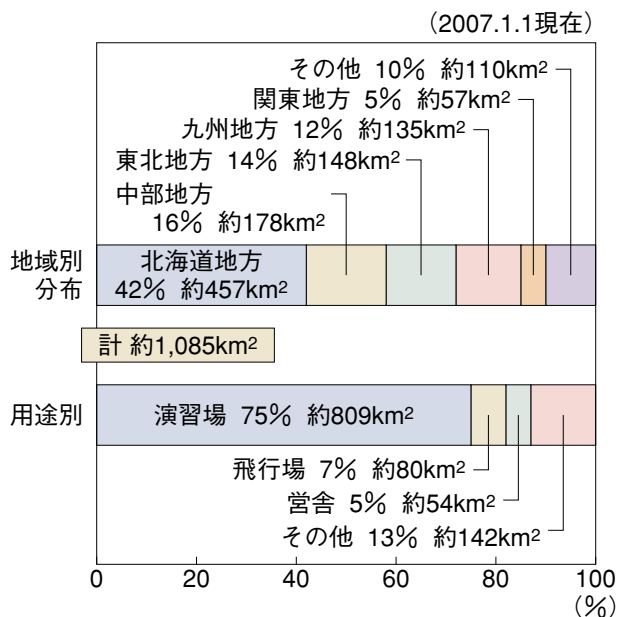
防衛施設には、飛行場や演習場のように、広大な土地を必要とするものが多い。また、わが国の地理的特性から、狭い平野部に都市や諸産業と防衛施設が競合して存在している場合もある。特に、経済発展の過程で多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生じている。また、航空機の頻繁な離着陸や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが、周辺地域の生活環境に騒音などの影響を及ぼすという問題もある。

2 防衛施設をめぐる諸問題と各種施策への取組

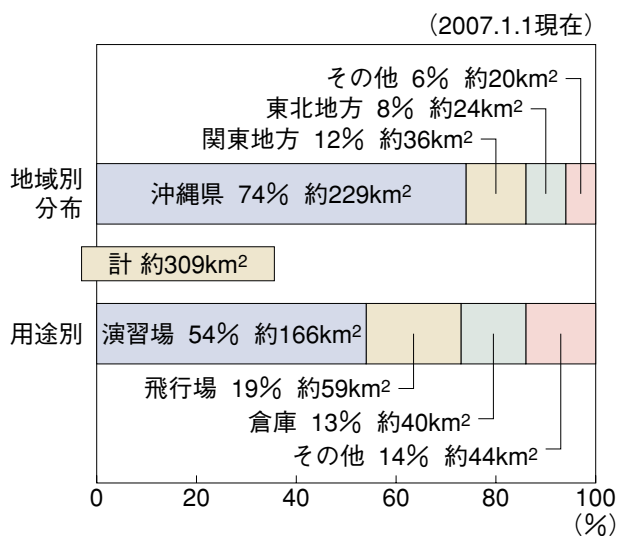
防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として、わが国の安全保障に欠くことのできないものであり、常に安定して使用できる状態を維持することが必要である。そのためには、前号で挙げたような諸問題を解決するため、防衛省は、図表Ⅲ-4-2-5で示す施策を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得るよう努めている。

参照 > 資料G3 (P451)

図表Ⅲ-4-2-3 自衛隊施設（土地）の状況



図表Ⅲ-4-2-4 在日米軍施設・区域（専用施設）の状況



1) 防衛施設の土地面積（約1,397km²）は、自衛隊施設の土地面積（約1,085km²）と在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積（約309km²）と地位協定により在日米軍が共同使用している自衛隊施設以外の施設の土地面積（約4km²）を合計した土地面積

図表Ⅲ-4-2-5
防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

目的	施策	事業内容
騒音障害を防ぐ	防音工事の助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保育所、老人サービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 ○住宅
	移転補償など	○建物などの移転等の補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備	○植樹、草地整備など
騒音以外の障害を防ぐ	障害を防ぐ工事の助成	○河川改修、用排水路、ダム、ため池、ポンプ場、道路、下水道、テレビ放送の共同受信施設など
生活・事業上の障害をやわらげる	民生安定施設の助成	○学習など供用施設 ○ごみ、し尿処理施設、消防施設、公園、道路、緑地、公民館、図書館、老人福祉センター、養護老人ホームなど ○農業用施設 ○漁業用施設
周辺地域への影響をやわらげる	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備



周辺障害防止対策事業の一環で拡幅を行った宮崎県（えびの市）の長江川

公平補償を求める運動への対応としては、騒音訴訟に参加しない住民も含め、飛行場周辺に居住する住民のさらなる理解を得る可能性の高い施策を追求すべき、②周辺地方公共団体や周辺住民の要望の多様化への対応としては、限られた予算の中で、これまでの施策の継続を図るだけでなく、各地域の特性も踏まえた施策の多様化を図るとともに、航空機騒音の深刻な影響を被っている周辺地方公共団体や周辺住民に焦点を当てたメリハリのある施策の展開が必要である、とする報告書を取りまとめた³。

防衛省としては、住宅防音工事への助成をはじめとする生活環境の整備などの施策について、同懇談会からの報告書に盛り込まれた提言などを踏まえ、防衛施設周辺の騒音実態を把握し、実情を考慮して住宅防音工事の対象区域を適切に見直しを行うとともに、新たな施策の充実に努めている。

また、「骨太の方針2006」（昨年7月7日閣議決定）などを踏まえ、基地周辺対策について、より一層の合理化・効率化を図るとの観点から、補助メニューや補助率について見直しに取り組んでいる。

（図表Ⅲ-4-25・6・7・8参照）

その中でも、飛行場周辺における環境整備については、以前から、住宅防音工事への助成をはじめとする生活環境の整備などの施策を重点的に講じてきたが、騒音被害などに起因する訴訟など²が生じた。

このようなことから、防衛省は、とるべき施策のあり方の検討の資とするため、01（平成13）年、部外の有識者による「飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会」を設置した。翌年、同懇談会は、①いわゆる

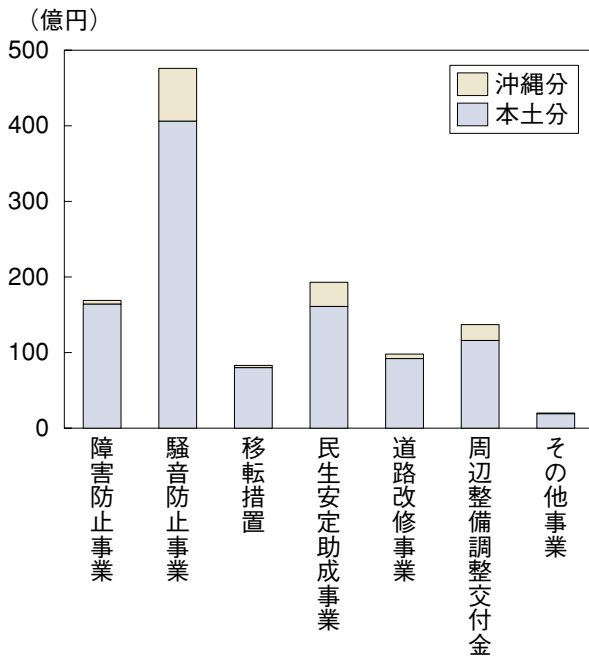
2) ①小松飛行場（石川県）など5飛行場の周辺住民からの夜間の離着陸の差止請求、騒音被害に対する損害賠償請求などを内容とする訴訟の提起および確定判決における「過去分の損害賠償」の認容、②騒音に不満を持ちつつも訴訟を起こさない住民の不公平感を背景に騒音訴訟判決で請求が認められた過去分の損害賠償に相当する金銭補償やこのような補償の制度化などを求める運動（いわゆる公平補償を求める運動）の生起、③防衛施設周辺の地方公共団体や住民からの各種施策の拡充などの要望

3) <<http://www.mod.go.jp/dfaa/kondankai/hokoku.pdf>>参照

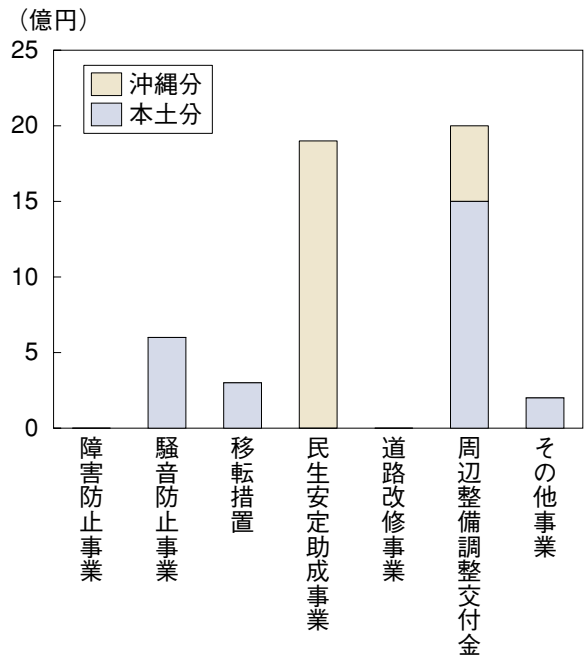
図表Ⅲ-4-2-6 防衛施設と周辺地域との調和を図るための新たな施策

新たな施策	事業内容
施設周辺整備統合事業	防衛施設の設置・運用による障害が特に著しい特定地域において、地方公共団体が行う計画的な生活環境などの整備事業に対し、複数の事業を一括して採択し、地方公共団体が裁量的に施行できる事業を実施
太陽光発電システムの設置助成	住宅防音工事で設置した空調機器（エアコンなど）の電気料金の負担を軽減するため、住宅防音工事の一環として太陽光発電システムの設置助成を実施することについての検討を行うモニタリング事業を実施
住宅の外郭防音工事の促進	居室単位で実施していた住宅防音工事について、住民の生活利便性の向上などを図るため、住宅全体を対象とする外郭防音工事を促進
まちづくり支援事業	防衛施設が与える障害を極小化するのみならず、地域社会の発展に積極的に貢献するため、地方公共団体が進める周辺財産（飛行場周辺）などを活用した「まちづくり」構想策定および当該事業に対する助成事業を実施
既存公共施設の改修事業	コミュニティ供用施設、公民館などが経年による老朽化や高齢化の進展により地域住民の需要などに対応できていない場合に、バリアフリー化や施設の安全性の向上のための改修工事の助成
飛行場周辺の周辺財産の積極的な利活用	緑地帯などとして整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、国がベンチ、休憩所などを整備し、地方公共団体に使用を許可、また、市民農園などとして地方公共団体に使用を許可

図表Ⅲ-4-2-7 平成19年度基地周辺対策費（歳出ベース）



図表Ⅲ-4-2-8 平成19年度SACO関係経費（SACO事業の円滑化を図るための事業）（歳出ベース）



注：その他の事業とは、緑地整備である。

3 環境保全への取組など

自衛隊は、演習場や営舎などの施設や、航空機、艦船、車両などの装備を維持管理するにあたり、環境保全の徹底や環境負荷の低減のための取組⁴を推進している。

01（平成13）年から「防衛庁環境月間」や「防衛庁環境週間」を定め、隊員の環境保全意識の高揚を図っており、全国の駐屯地や基地において、環境保全のPR、環境

川柳の募集、講演会や展示会、ノーカーデーの設定など地球温暖化防止のための各種行事を行っている。防衛省は、政府の一員として、政府の各種計画に基づき実施計画を策定し、環境への取組の推進を図っているが⁵、これまでも増して、率先的な取組を積極的に推進している。

4 広報活動や情報公開など

1 さまざまな広報活動

国際平和協力活動や災害派遣など、国内外での自衛隊の活動の場の広がりや、北朝鮮によるミサイル発射事案など東アジアの安全保障環境に対する関心の高まりに伴い、国民の防衛に対する関心も高まっている¹。

防衛省・自衛隊は、平素から防衛政策や自衛隊の活動を積極的に広報する必要があるとの認識の下、さまざまな広報活動を行っており、最近では、数種類の広報施策を一定期間に集中して実施する「パッケージ広報」など、これまでと異なる新たな広報活動も展開している。このように、さまざまな広報活動を通して、変化する国民の意識やニーズ、海外における防衛省・自衛隊への関心の高まりを踏まえつつ、自衛隊の実態がより理解されるよう努めている。

(1) ホームページ（<http://www.mod.go.jp>）、パンフレットなど

防衛省・自衛隊は、インターネットによる情報提供・意見聴取、広報ビデオの作成、街頭大型スクリーンにおける各自衛隊の広報CFコマーシャル・フィルムの上映を行うなど、マルチメディアを活用した広報に取り組んでいる。

特に防衛省ホームページでは、わが国の防衛政策の基

本となる防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画や自衛隊の国内外での活動の様子などを掲示しているほか、防衛大臣の記者会見や防衛省幹部と各国要人との会談などの、防衛省・自衛隊の最新情報を日々国民各層に発信している。こうした取組の結果、アクセス件数が、05（平成17）年度の月平均約36万件から昨年度で月平均約44万件へと22%増加した。さらに、昨年12月には、子供向けのサイトとして防衛省ホームページ内に「キッズページ」を開設し、本年4月には青少年をはじめとした国民各層に対する簡便性・即時性に優れた携帯電話用ホームページ（<http://www.mod.go.jp/m/>）を開設するなど、若年層や青少年層向けの新たな広報施策にも取り組んでいる。

また、防衛省の政策や自衛隊の活動などを説明したさまざまなパンフレットの作成や配布、報道機関への取材協力、新しい広報誌「MAMOR（マモル）」への編集協力など、自衛隊や防衛に関する正確な情報を、より広く一般の国民へ提供するよう努めている²。さらに、自衛隊の海外における活動の活発化に伴い、海外からの防衛省・自衛隊への関心の高まりもあり、英語版パンフレット（Japan Defense Focus）を年4回発行するほか、定例記者会見への海外メディアの参加推進、防衛省ホームページの英文サイトの充実、英語版防衛白書、各種政策

3-4) 具体的には、大気保全、水質保全、リサイクル、廃棄物処理のための対策や環境保全施設の整備、環境調査など。

5) 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（02（平成14）年閣議決定）とその見直しを受け、05（同17）年6月に策定した防衛庁（当時）の実施計画、政府の環境基本計画に基づき03（同15）年に策定した「防衛庁環境配慮の方針」と05（同17）年1月に行った当該方針の見直しなど。防衛省の環境配慮の方針については、<<http://www.mod.go.jp/j/info/hairyo/index.html>>参照

4-1) 昨年2月に実施した「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」において、約67%の人が自衛隊や防衛問題に関心があると回答。また、自衛隊に対する印象について、「良い」と回答した人は約85%に達した。※詳細については、資料6（P447）を参照。また、同年9月に実施された「自衛隊のイラク人道復興支援活動に関する特別世論調査」では、ニュースなどで見聞きしていた人（約91%）のうち、約72%の人が「評価する」と回答している。

2) 映画「俺は、君のためにこそ死ににいく」、「ミッドナイトイーグル」、「マリと子犬の物語」への撮影協力



インド陸軍軍楽隊（後方）と共演した
自衛隊音楽まつり



観艦式で乗艦者を乗せて航行する護衛艦（昨年10月）

パンフレット・広報ビデオの英語版を作成するなど、海外向けの情報発信などの取組も行っている。

(2) イベント・広報施設など³

防衛省・自衛隊は、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動を行っている。この活動には、毎年富士山麓^{さんろく}で行われる陸自の総合火力演習や、各地での海自の護衛艦による体験航海、空自の基地航空祭での航空機の展示飛行や体験搭乗などがある。また、全国に所在する駐屯地や基地では、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学、音楽隊によるコンサートなどを行っている。さらに、自衛隊記念日記念行事として、自衛隊音楽まつり^{かんえつしき}や観艦式、観艦式、航空観艦式^{かんかんしき}などを行っている。

昨年の自衛隊音楽まつりは、インド陸軍軍楽隊をはじめとするゲストバンドなどの参加を得て、日本武道館で開催し、延べ約4万6,000人が来場した。また、観艦式などについては、陸・海・空自衛隊が交互に主担当となつて、観艦式、観艦式、航空観艦式を行い、自衛隊の装備や訓練の成果を国民に紹介している。昨年は、海自が観艦式を行い、約5万2,500人が乗艦した。なお、本年は、

陸自による観艦式を計画している。

このほか広報施設見学にも積極的に取り組んでおり、例えば、防衛省本省においては、市ヶ谷の本省内施設を誰でも見学できるよう、平日の午前・午後の1日2回、ツアー形式により公開しており、00（平成12）年6月のツアー開始以降、これまで18万人以上の見学者が訪れている。また、各自衛隊においても無料で見学できる広報施設を設けているほか、全国の駐屯地や基地の広報館や史料館の施設も公開している。

参照 > 巻末資料（P475）

(3) 体験入隊など⁴

自衛隊は、民間企業などからの依頼を受け、体験入隊を行っている。これは、自衛隊の駐屯地や基地に2～3日間宿泊し、隊員と同じような日課で自衛隊の生活や訓練を体験するものである。昨年度は、約1,500件実施し、約2万5,700人が体験入隊した。また、青少年、大学生、女性をそれぞれ対象とした自衛隊体験ツアーなども行っている⁵。

3) イベントなどの細部については、防衛省ホームページ<<http://www.mod.go.jp/j/events/index.html>>参照

4) 陸・海・空自衛隊の生活を体験するなどのツアー（ツアー情報は、前述のイベント情報アドレスを参照）

5) 05（平成17）年3月からは、これまでの各種ツアーに加え、幅広い年齢層の女性が気軽に参加できる企画として、「女性のための自衛隊1日見学」を実施している。

2 情報公開制度⁶・個人情報保護制度⁷の適切な運用

防衛省では、01（平成13）年の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の施行に伴い、情報公開制度を整備し、防衛省が保有する行政文書の開示請求に対して、同法に基づき行政文書を開示している。また、05（同17）年の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、個人情報保護制度を整備し、防衛省が保有する個人情報の安全確保などのための措置を講ずるとともに、開示、訂正および利用停止請求に対して、同法に基づき保有個人情報の開示などを行っている。

このため、防衛省本省（東京都新宿区）と全国各地の主な自衛隊地方協力本部に情報公開・個人情報保護窓口を設置し、開示請求書などの受付や開示の実施などを行っているところである。

なお、防衛施設庁においても、本庁、各防衛施設局と各防衛施設支局の窓口を設置して同様の業務を行っているが、防衛施設庁廃止後については、上記の自衛隊地方協力本部窓口を廃止し、これまでの各防衛施設（支）局に代わって新設される地方防衛（支）局に窓口を設置し、同様の業務を行って、情報公開制度・個人情報保護制度を適切に運用する予定である。

参照 > 資料62 (P450)

3 公益通報者保護制度⁸の適切な運用

近年、国民生活の安心や安全を損なう企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者などからの通報を契機として、明らかになった。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護などに関わる法令遵守を確保するとともに、公益のための通報を行ったことを理由として労働者が解雇などの不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度を整備するため、公益通報者保護法が制定され、昨年4月から施行された。

防衛省では、同法の施行に伴い、内部の職員などからの公益通報を処理する制度および外部の労働者からなされた防衛省が処分または勧告などをする法的権限を有する事項に関する公益通報を処理する制度を整備するとともに、内部の職員などからの公益通報に関する内部窓口および外部の労働者からの公益通報に関する外部窓口をそれぞれ設置し、公益通報の処理および公益通報者の保護などを実施している。

4 政策評価への取組⁹

01（平成13）年、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を目的に、政策評価制度が導入され、翌年には、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行された。

これらの方針に基づき、防衛省の政策評価は、防衛省・自衛隊の「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと」という目標を達成するための各種の施策などについて、評価を行っている。その評価にあたっては、さまざまな角度（国内・国外情勢、技術革新の動向など）からの分析が必要であることから、総合評価方式を主に採用し、評価している。

昨年度は、「多国間安全保障対話」を始め、43件の政策評価を行った。

6) <<http://www.mod.go.jp/j/info/joho/index.html>>参照

7) <<http://www.mod.go.jp/j/info/hogo/index.html>>参照

8) <http://www.mod.go.jp/j/library/koueki_tuho/index.htm>参照

9) <<http://www.mod.go.jp/j/info/hyouka/index.html>>参照